

令和5年4月より

学校体育施設スポーツ開放事業

にしお特別支援学校 体育館開放を開始しました

【開 放 日】 学校が許可する土・日・祝日

【開 放 時 間】 午後6時30分～午後9時

【料 金】 1時間310円（以後30分増すごとに半額増加／空調代込）

【実施可能種目】 バレーボール(1)・ソフトバレー(1)・バスケットボール(1)・ボッチャ(3)
体操・ドッジボール(1)・車いすバスケ(1)・フライングディスク(5)
卓球(2) ※数字は実施可能面数

【利用可能団体】 以下をすべて満たす団体

- ①障害者手帳等所有者が含まれている団体
- ②成人の利用責任者が含まれている団体
- ③市内に在住・在勤・在学しており、市内在住者が7割以上の団体
- ④団体員数がおおむね10人以上の団体

【登 録 方 法】 以下の書類を揃えてスポーツ振興課に提出してください。

- ①利用登録申請書 ②会員名簿 ③誓約書 ④障害者手帳等の写し
- ⑤スポーツ保険加入者一覧 ⑥保険料領収書の写し

【予約可能期間】 利用月の2か月前24日～利用前月の19日

【予 約 方 法】 あいち共同利用型施設予約システムを利用し、2か月先の利用申込を毎月行います。

予約可能期間中に、体育施設窓口での予約またはインターネットでの仮予約を行い、窓口にて使用料の支払いを行ってください。

※窓口予約は午前9時、インターネットでの仮予約は午前0時開始

※インターネットによる仮予約の有効期限は10日間

◇体育施設窓口(午前9:00～午後8:45／月曜休館)

総合体育館 54-7761/中央体育館 55-0305/鶴城体育館 55-0168

一色町体育館 73-6187/吉良野外趣味活動施設 32-1602/文化交流センター北館 63-0129

【登録の注意事項】

- 1 登録証の有効期限は、登録時期によらず年度末までとなります。
- 2 登録手続きに関する個人情報、本目的以外には使用せず、緊急連絡及び会議開催通知等に利用します。
- 3 同一種目で5割以上団体会員が同じ場合、同一団体とみなすため重複登録できません。
- 4 スポーツ保険は、対物保障があるものに加入をしてください。

【利用器具】

- ・利用できるもの：支柱・ネットなど競技に必要な備品や扇風機
- ・各団体で用意するもの：ボール・ラケット等の消耗品など競技備品以外のもの

【利用料の還付】

天災、学校都合、管理人都合等、利用者の責によらず利用できない場合は、全額還付します。
自己都合での時間短縮・利用中止の場合は還付できません。

【利用の注意事項】

- 1 登録証及び利用許可書を他の団体等に貸与しないこと。
- 2 学校敷地内の指定場所以外への自動車・自転車等の乗り入れを禁止する。
- 3 樹木・建物・借用器具は大切にし、折傷しないこと。
- 4 使用開始及び終了時間を厳守すること。
- 5 体育館では土足厳禁とし、体育館シューズを着用のこと。
- 6 子ども連れの方がいる場合は、子どもの管理に責任を持つこと。
- 7 借用器具使用後は、管理指導員立会いで、元の場所に整理整頓すること。
- 8 体育施設使用後は、必ず清掃のうえ管理指導員に連絡すること。
- 9 利用者に事故が発生した場合は、ただちに管理指導員に連絡すること。
- 10 学校敷地内及び周辺で喫煙しないこと。
- 11 空きかん・空きびん等のごみは利用者で処分し、学校内に残さないこと。
- 12 台風等により、暴風警報が発令され、午後4時に解除されない場合は、屋内・屋外施設にかかわらず使用を中止します。また、地震の場合には東海地震の警戒宣言が発せられたとき、又は本市で震度5弱以上の地震が発生したときは中止します。
- 13 学校体育施設を利用できるのは登録団体会員に限ります。
- 14 その他、学校や他人に迷惑をかけたり、風紀を乱すような行為をしないこと。
- 15 ボール等は学校のものを使用せず、各自で持参してください。
- 16 利用後は、必ず清掃・消毒を行い、「チェックシート」への記入してください。

【賠償責任】

利用者が開放校の施設・設備・器具等を故意または過失により破損・亡失した場合は、賠償していただきます。

【傷害保険】

団体会員は全員スポーツ傷害保険又は同等の保険(対物保障必須)への加入が必要です。

※西尾市市民活動総合補償制度・AIU保険などは団体活動中の事故は保険適用外となる場合があります。補償内容を十分ご確認ください。

(問合先 西尾市交流共創部スポーツ振興課(午前8:30～午後5:15/土日祝閉庁) 0563-54-0002)